

浜松都市計画地区計画の決定（浜松市決定）

浜松都市計画阿藏山地区計画を次のように決定する。

名 称	阿藏山地区計画
位 置	浜松市天竜区二俣町二俣、二俣町阿藏の各一部
面 積	約 16.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、新東名高速道路浜松浜北 I C に国道 152 号 BP により直結する交通の利便性に優れた地区である。 また、本地区は浜松市都市計画区域マスタープランにおいて、広域道路ネットワークを活かし、既存の流通機能と連携した土地利用を図る「産業拠点」に位置付けられている。 本市に対する工業用地需要は依然として高く、更なる工業用地の確保が不可欠である。 このため、新たな工業地形成により工業の利便増進を図ることを目標とする。</p>
	<p>■ 土地利用の方針</p> <p>周辺の住宅地と調和した良好な工業集積地の創出を図るため、当該区域を 2 地区に区分し、それぞれ土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>「A：工業促進地区」 工業の利便性を高めた工業地としての市街地形成を図る。</p> <p>「B：住宅配慮型工業地区」 周辺住宅地の居住環境に配慮しつつ、工業の利便性を高めた工業地としての市街地形成を図る。</p> <p>■建築物等の整備方針</p> <p>土地利用の方針に基づいて次のとおり建築物等の規制誘導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺住宅地の居住環境に配慮しつつ、工業の利便性を高めた工業地としての市街地形成を図るため、きめ細かな建築物等の用途の制限を行う。

「区域は計画図表示のとおり。」

地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の区分 面積	名称	A : 工業促進地区	B : 住宅配慮型工業地区	
			約 15.3 ha	約 1.0 ha	
次に掲げる建築物は建築してはならない。					
住宅					
共同住宅、寄宿舎又は下宿					
図書館、美術館、博物館その他これらに類するもの					
神社、寺院、教会その他これらに類するもの					
児童福祉施設等(事業所附属の保育所その他これらに類するものを除く)					
幼保連携型認定こども園					
公衆浴場					
診療所					
店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（事業所附属のものを除く）					
集会場					
遊技場、展示場					
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設					
自動車教習所					
畜舎					
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの					
建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（る） 項第1号に掲げる事業を営む工場					
法別表第2（る）項第2号に掲げる 危険物の貯蔵又は処理に供する もの				法別表第2（と）項第4号及び（ぬ） 項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は 処理に供するもの	

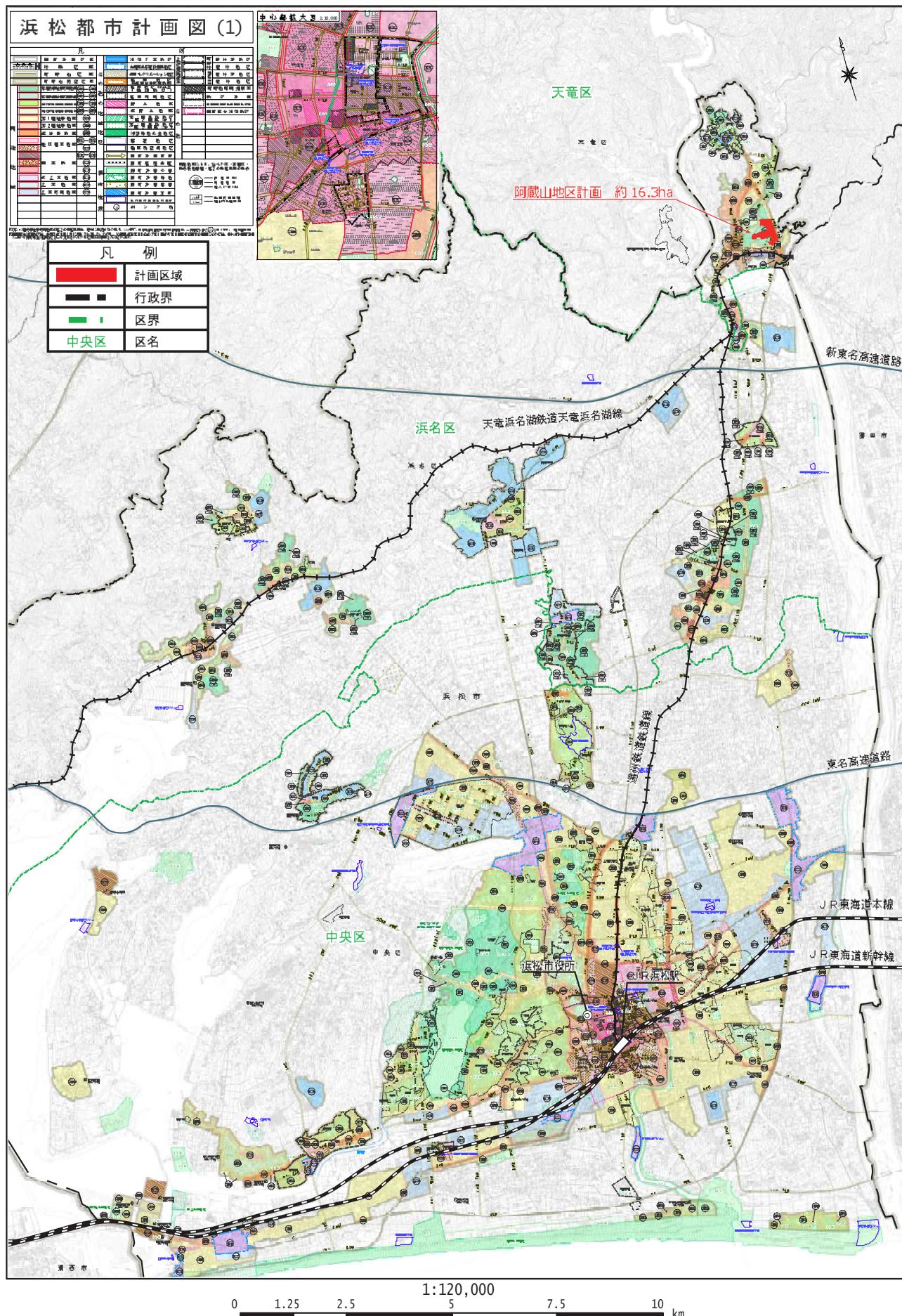
「区域は計画図表示のとおり。」

浜松都市計画地区計画の決定
阿藏山地区計画（浜松市決定）

第2号議案附図

位置図

NO. 1



拡大図

